傷害被疑事件

被疑者　〇〇〇〇（福岡県〇警察署勾留中）

接見等禁止の一部解除申請書

令和〇年〇月〇日

福岡地方裁判所　御中

弁護人　　福岡　九州男

TEL〇-〇-〇

緊急時〇-〇-〇

申　　請　　の　　趣　　旨

　上記被疑者に対して令和〇年〇月〇日に福岡地方裁判所裁判官（〇〇〇）がなした接見等禁止決定（令和〇年（む）第〇〇〇号）に対し、別紙関係人目録記載の関係人を除外するよう、一部解除の職権発動を求める。

申　　請　　の　　理　　由

第1　本件は、被疑者が共犯者と共謀の上、被害者に暴行を加えて負傷させたという傷害の事案である。

第2　〇〇〇氏は、福岡市児童相談所に所属する児童福祉司である。〇〇〇氏は、令和〇年〇月頃に被疑者を2週間、一時保護したことをきっかけとして、これまで、被疑者の児童相談所における担当者として、被疑者の両親と面談を行ったり、被疑者の就業先を探すなど、家庭環境や生活環境を整えるための支援を行ってきた。被疑者自身は、両親と疎遠になっていた時期もあるが、〇〇〇氏は令和〇年〇月以降、継続的に被疑者に対する援助を行っており、最も被疑者の近況を理解している人物である。同時に、被疑者と被疑者の両親との間の調整役として重要な役割を果たしている。

もちろん、〇〇〇氏は、本件に全く関与しておらず、また、本件の共犯者として逮捕・勾留されている者らとも全く面識はない。従って、被疑者と同人との面会による罪証隠滅のおそれはない。

第3　被疑者自身は本件非行事実を否認しているが、非行事実の有無にかかわらず、被疑者の今後の家庭環境及び生活環境を整えるためには、〇〇〇氏との被疑者との早期の面会が不可欠である。

　　　〇〇〇氏が被疑者と接見したとしても、その際には原則として刑事施設の職員が立会い、または面会の状況の録音もしくは録画がされることとなっている（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律116条1項）。従って、罪証隠滅に渡るような会話をすることは現実的にみて不可能であるし、もとよりそのような会話をする意思もなく、接見禁止を解除することによる弊害は考えられない。

　　よって、本申立に及んだものである。

　　　以　上

疎明資料

資料１ 〇〇〇氏の運転免許証

（別紙）

関係人目録

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 氏名 | 〇〇〇〇 |
|  | 住所 | 〇〇〇〇 |
|  | 関係 | 児童福祉司 |